

埼玉県DX推進支援ネットワーク
Web サイト制作及び運用保守業務委託に係る仕様書

1 概要

(1) 件名

埼玉県DX推進支援ネットワークの Web サイト制作及び運用保守業務委託

(2) 目的

埼玉県DX推進支援ネットワークは、DX やデジタル活用の推進を目的に Web サイト（以下「DX サイト」という。）を公開している。

DX サイトは、ターゲットである埼玉県の事業者が DX の意味、DX のメリットを理解し、DX に必要な情報に素早く辿り着き、DX を推進してもらうことが目的である。

本業務では、DX サイトの更なる利活用を目的に、DX に関連する学習コンテンツページの新規追加、DX を支援するパートナー事業者の情報掲載ページの新規追加を行う。また、利用者にとって見やすく、探しやすく、分かりやすい DX サイト構築を目指し、UI、UX の向上に向けた改善を行う。併せて、DX サイト管理者の更新作業等の利便性を高めることも目的とする。

(3) 委託期間

契約締結日より令和5年3月31日（金）まで

(4) 基本方針

- ① 委託者である公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）では、以下の項目を重視し、本業務を実施する。受託者は、十分に理解した上で業務を実施すること。
 - ・ 情報発信の強化
 - ・ DX を推進したいが何をしたらいいかわからないユーザー（県内企業）がこのサイトを訪問した際に、必要な情報に辿り着けるようにするための UI、UX デザイン（目的の情報に素早く到達できる構造やデザイン、ページ構成、機能等）
 - ・ 公社担当者が更新しやすいページ制作。制作するページは「2 仕様 (3)」の通り。
 - ・ 埼玉県DX推進支援ネットワークの認知度向上
- ② 本業務の実施にあたり、公社が特に必要と認めた場合は、受託者との合意により本仕様書の一部について追加・変更・削除ができるものとする。
- ③ 受託者は、適切かつ円滑な業務の遂行のために、必要な体制を整備すること。
- ④ 受託者は、受託したすべての業務の遂行のために、従事者に公社と常に円滑な連携を図らせること。
- ⑤ 受託者は、本業務の目的を理解し、従事者にその達成を常に意識させるとともに、常に問題意識を持ち、公社に対して業務改善のための企画・提案を行うこと

(5) 業務概要

主な業務項目は以下のとおり。

- ① コンサルティング（DX サイトの構築・運用設計・デザイン制作）
- ② コンテンツ制作（DX サイトへの新規コンテンツ追加、UI、UX 向上に向けた改善（リニューアル））
- ③ 運用・保守
- ④ 操作・運用のマニュアルの提供（必要に応じて研修）
- ⑤ Web 広告出稿代行業務

(6) 対象ホームページ

DX サイト <https://www.saitamadx.com/>

2 仕様

(1) 基本要件

- ① コンテンツの入力・編集管理システム（CMS）は WordPress を原則とし、リビジョン機能も構築すること。
- ② 会社が指定する Web サーバー内に格納すること。
（サーバーはC P I マネジメントプラン（CHM-2 2 Z）を使用）
※アカウントは業務委託契約締結後に公開することとする。
- ③ システムのバージョンアップや機能・ページの追加等に対応できるようにすること。
- ④ 構築にあたっては十分なセキュリティ対策を講じ、SSL 暗号化通信（常時 SSL 化）に対応させること。
- ⑤ サイト全体のバックアップ及び復元が速やかにできるようにすること。
- ⑥ PC、タブレット、スマートフォン等、マルチデバイス対応(レスポンス Web デザイン)であること。
Web ブラウザは 各 OS (Windows、macOS、iOS、Android) における Google Chrome、Safari、Edge 等でレイアウトを維持できること。なお、レイアウトが異なる場合は、国内でユーザーが多い Google Chrome を優先すること。

(2) コンサルティング内容

- ① 新規追加ページに関する構成、運用設計、デザインの提案
- ② コンテンツの追加により、ユーザビリティを低下させず、且つ、これまで以上に利用しやすい DX サイトとなるよう、UI、UX を意識した改善（リニューアル）案を作成すること。改善（リニューアル）に際し、目的のコンテンツにできるだけ少ない操作（スクロール、クリック）で到達できることに留意すること。また、改善案については、以下の点を明確にして提案すること。
 - ・ 利用者の視点に基づいた分かりやすい情報分類、サイト構成、運用設計、デザイン。その際、見本ページ及び複製するページを明確にするとともに、必要に応じ足りないページを補完する
 - ・ 現行 DX サイトの移行対象リストの作成
- ③ 円滑な業務遂行に向け、会社との打ち合わせを月 2 回（1 回 1 時間程度）行うこと。
- ④ スケジュール設定は契約締結後、早急に会社の合意を得ること。また、構成・デザイン・コーディングなど適切なタイミングで十分な打合せを行い、納入期限に余裕を持ち業務を遂行すること。
- ⑤ 新 DX サイト公開までの過程において 3 回程度、以下の項目について会社によるユーザーテストを受けるものとする。
 - 【ユーザーテストのタイミング】
 - ア TOP ページのコーディング完了時
 - イ TOP ページと支援策のコーディング完了時
 - ウ 新サイト全体のコーディング完了時
 - 【確認項目】
 - ア 各ページの見た目（バランス、色合いなど）
 - イ 画面遷移（初めてサイトを訪問した方が必要な情報に辿り着ける）
 - ウ 操作性
 - エ 検索画面や検索結果等の見易さ、使いやすさ
 - オ 問い合わせ、相談のしやすさ（困ったらすぐに会社に連絡できる動線）

(3) 制作ページ

制作は現行 DX サイトへのページ追加、リニューアル新 DX サイトの構築の 2 段階で行う。なお、掲載に必要となるテキストデータ等は委託者より提供するが、内容は今後決定するため、その都度、公社の指示に従い対応すること。

1) 現行 DX サイト制作ページ

現行 DX サイトには以下の 2 つのページを制作する。スピードを重視して制作を行うため、新 DX サイトのデザインと異なっても問題ない。

① パートナー企業（仮称）【暫定版】

- ・ パートナー企業一覧（企業名／サムネイル画像／ソリューション概要／支援分野、部門）
- ・ パートナー企業のセミナー動画（今月のおすすめ、バックナンバーなど）の掲載
- ・ パートナーの登録について

※パートナー企業一覧は毎月追加予定。セミナーも 9 月以降随時追加予定。

※パートナー企業一覧にはフリーワード検索を付加すること。

※一覧の企業名をクリックするとハイパーリンクにて詳細説明 pdf (A4 1 枚)へジャンプ。

② 知る、学ぶ、試す（仮称）【暫定版】

- ・ 知る（DX についての理解）、学ぶ（デジタル活用による利便性向上の理解）、試す（デジタルツールの紹介）に関する情報。情報はテキスト、画像、動画。
- ・ コンテンツは 10-20 程度を想定し、検索機能は必須としない。
- ・ なお、コンテンツの 1 つとしてサイバーセキュリティに関する情報の掲載を行う。公社より提供されたテキストや画像、動画等に基づきページ制作を行う。

2) 新 DX サイト制作ページ

新 DX サイトでは、以下の内容を持つページを制作する。ただし、UI、UX の向上を踏まえ、情報分類、ページ構成を変更する場合は、改善案を提示すること。また、以下のページ以外に必要と思われるページがあれば提案を行うこと。作成にあたっては、公社の合意を得ること。

① トップページ

- ・ サイトマップ
- ・ 新着情報
- ・ 埼玉県 DX 推進支援ネットワークの事業、取組みの紹介、メニューリストなど

② 埼玉県知事メッセージ

③ 支援策情報

- ・ 支援策情報紹介（サマリ版／詳細版）
- ・ 支援策検索（カテゴリー別／ニーズ別／支援機関／キーワード（フリーワード）などによる複合検索）
- ・ 支援策一覧ダウンロード

④ DX 事例

- ・ 事例紹介（導入段階レベルごとの紹介、サマリ版／詳細版）
- ・ 事例検索（レベル／業種／課題／支援機関／キーワード（フリーワード）などによる複合検索）
- ・ 事例集一覧ダウンロード
- ・ DX に取り組むためのロードマップ

⑤ 知る、学ぶ、試す（仮称）

- ・ 知る（DX についての理解）、学ぶ（デジタル活用による利便性向上の理解）、試す（デジタルツールの紹介）に関する情報。情報はテキスト、画像、動画。
- ・ コンテンツ検索（レベル／業務分野／キーワード（フリーワード）などによる複合検索）
※コンテンツ検索は、チャットボットによる検索を前提とする。

⑥ パートナー企業（仮称）

- ・ パートナー企業一覧（テキスト、サムネイル画像等）

- ・ ソリューション検索（分類／分野／業種、キーワード（フリーワード）などによる複合検索）
- ・ パートナー企業への問い合わせフォーム（問い合わせ履歴は公社も把握できること）
- ・ ネットワーク事務局（公社）への問い合わせフォーム
- ・ パートナー企業ソリューション詳細（企業名、サムネイル画像／支援概要（テキスト）／ソリューション特徴（テキストと画像2枚）／導入効果イメージ、参考価格（テキスト）／会社概要（設立年、代表者氏名、連絡先、URL）／その他 PR）など。
- ・ パートナー企業のセミナー動画（今月のおすすめ、バックナンバーなど）
- ・ パートナーの登録について
- ⑦ 構成機関
 - ・ 埼玉県 DX 推進支援ネットワークとは(トップページ以外に補完すべき内容がある場合)
 - ・ 構成機関紹介
- ⑧ 資料一覧（仮称）
 - ・ DX サイト内にあるダウンロード可能な資料の一覧
- ⑨ お問い合わせ
 - ・ 問い合わせフォーム
 - ・ よくある相談・質問と回答
- ⑩ その他
 - ・ すぐに問い合わせができるよう画面の下部に「メールでのお問い合わせ」「電話」が常に固定で表示されるようにする。
- ⑪ 上記の他、公社と協議した結果、必要と思われるページ

(4) 制作スケジュール

制作スケジュールは、「6. 納入期限」に示す納期で制作を行うこと。

(5) システム等

- ① 管理画面は、必要に応じて複数のユーザー（公社のページ更新担当者）がページの追加・修正・削除ができる仕組みにする。
- ② 編集者、公開承認者、システム管理者などの承認フローが必要な場合は、権限設定を反映できる構築を行うこと。
- ③ ページ登録・編集機能としては、ページの基本デザイン、レイアウトをスタイルシートで定義しシートの変更により、一括デザインの変更ができること。
- ④ 共通ヘッダ・フッタ等の基本パーツの更新は一元管理を前提とし、全ページへの適用を容易にすること。
- ⑤ キーワードによるサイト内検索機能を有すること。また、検索結果は新着順とし、掲載日が分かるようにする。
- ⑥ 新着情報
 - ・ 更新した新着情報がトップページに時系列順に表示させる機能を有すること。
 - ・ 複数のタブで区切り、カテゴリーごとに表示されるようにする。なお、メニューの増減は管理者の操作でできるようにすること。
- ⑦ パンくずリスト及びサイトマップを自動生成する機能を有すること。
- ⑧ ドロップダウンメニュー機能を有すること。なお、メニューの増減は管理者の操作でできるようにすること。

(6) ページデザイン

- ① 現行 DX サイトへのコンテンツ構築については、現状のデザインを過度に逸脱することのない範囲でユーザビリティの向上に努めること。
- ② 新 DX サイトの設計とデザインは、本業務の目的や基本方針、基本要件等を理解したうえで、DX サイトに訪れる多様なユーザーが、それぞれ目的とする情報に容易に辿り着けるような工夫を行い、最適なものを提案する。なお、デザイン構築にあたり、CSS を

書き換えても問題ない。

- ③ DX サイトとして、統一されたデザインとすること。
- ④ ページタイトル、meta タグは個別に設定できるようにすること。
- ⑤ 画像の代替テキスト (Alt 属性) の入力に対応していること。
- ⑥ 既存の Google アナリティクスにて、ログ解析ができるようにすること。
- ⑦ トップページにバナー広告枠を設置し、後で画像等の入れ替えが容易にできるようにすること。また、クリック数が集計できること。

(7) データ移行

CSS の書き換えを行い、データの移行が必要となる場合は、現行 DX サイトに掲載されている情報を公社と協議して整理し、データの移行を行うこと。

(8) 検索エンジン最適化 (SEO)

制作するすべてのページについて内部 SEO 対策を行うこと。具体的には以下の対策を想定している。

- ・ title タグ、meta タグによる keywords, meta-description の設定 (必須)
- ・ 見出しタグ (h1~h6 タグ) の適切な使用 (必須)
- ・ OGP(Open Graph Protocol)の設定
- ・ 実際に行う内部 SEO 対策の内容については、公社担当者と十分協議すること。
- ・ 将来制作するページにおいても上述の内部 SEO 対策が行えるよう、環境を構築すること。

(9) マニュアル作成等

制作後は、公社でのデータ入力も行うため、更新方法のマニュアル (行・余白の追加削除、ナビゲーションの追加削除、PDF などへのリンク、表・画像の挿入など、内容は公社と話し合いの上決定する) を作成すること。なお、マニュアルにはバックアップや復元の方法も含めることとする。

また、公社から依頼した場合は、更新等の方法についてレクチャーを行うこととする。

(10) その他提案

本業務の仕様は、公社が最低限必要と考えているものであり、受託者は本業務の目的や基本方針等を考慮し、その専門的な立場から、今後の技術革新や他の事例を見据え、本業務の予算範囲内で効果的な手法・方策がある場合は、積極的に提案を行うこと。

(11) 運用・保守

① Web サーバー契約の更新等

- ・ 現在使用している Web サーバー契約の更新を行う。サーバーは令和 4 年 12 月から 1 年間分の更新を行う (サーバーは C P I マネジメントプラン (CHM-2 2 Z) を使用。) ドメインは更新の必要は無い。

② DX サイトの運用・保守

- ・ 委託契約期間内において、コンテンツ、CMS および独自開発したプログラムに対して保守が行える体制と用意し、公社の指示に応じて、公開しているサイトの更新、改良、見直しを適宜行うこと。
- ・ テキストデータ等の修正・更新は原則として公社で行うが、入力に関する公社からの質問などには随時対応すること。
- ・ デザインの改良、見直しについては、事前に公社と納期の調整を行ったうえで作業を行うこと。
- ・ 不測の事態により Web サイトが破損した場合にも復旧できるよう、定期的に DX サイトのバックアップを取得すること。バックアップの取得周期については、公社と協議の上決定すること。

- ・ DX サイトに障害が発生した場合は、直ちに公社担当者に連絡の上、状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査等を行い、速やかに復旧を図ること。
- ・ ソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行ったうえで、バージョンアップ版の提供及びインストール作業を行うこと。
- ・ 現行サイトから新サイトへの切り替えや、CMS のバージョンアップ等で公開前の検証が必要な場合は、受託者にて事前確認用のテスト環境を用意することが望ましい。その際、テスト環境は一般ユーザーや検索エンジンに参照されないようにすること。

③ Web 広告出稿代行の実施

- ・ Google や SNS (Facebook) などを利用し、8月から3月までの8か月間、毎月5万円にて、インターネット閲覧者に対する情報発信等を行う。代行業務には以下の内容を含む。
- ・ 出稿手続き
- ・ 決済代行
- ・ 配信月のレポートの提出、検証
- ・ 次回の出稿内容の提案

④ 月度報告の実施

- ・ 保守内容の報告は、月末締め翌月 10 日までに提出すること。報告内容はログ解析や更新履歴 (システム、コンテンツ等) とする。

(11) 留意事項

- ① サイト制作に必要なサーバー環境情報、ソフト等のバージョン情報は、契約締結後に受託者に対してのみ公開するものとする。
- ② サイト制作に必要な図、画像等については、受託者が用意するものとする。
- ③ サイト全般のデザイン及びアイコン等の画像デザインについては、制作時にデザイン図等、概要が分かるものを公社へ提示し、事前に公社の了解を得た後に制作するものとする。
- ④ 契約期間中は公社からの問い合わせ及び必要な修正等に対応すること。
- ⑤ 受託者は公社の意向に沿ったホームページの作成及び修正に対応すること。

(12) 打合せ議事録の作成

委託者との打合せを実施した際は、議事録を作成する。議事録は打合せ実施後 5 営業日以内に提出する。

3 納品物

納品は、サーバーへアップロードし、納品する。

4 納品場所

公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部 デジタル・技術支援グループ
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3 階
電話番号 048-621-7051 Email iot@saitama-j.or.jp

5 納入期限

納品物	納入期限
(1) パートナー企業 (仮称) 現行 DX サイトへの追加	令和 4 年 7 月 2 9 日 (金) までに公開
(2) 知る、学ぶ、試す (仮称) 現行 DX サイトへの追加	令和 4 年 1 0 月 2 8 日 (金) までに公開

(3) 新 DX サイト各種ページ	令和 5 年 1 月 3 1 日 (火) までに公開
(4) 新 DX サイト設計書最終版	令和 5 年 3 月 1 3 日 (月)
(5) 新 DX サイトコンテンツデータ	
(6) システム仕様書最終版	
(7) 操作マニュアル	
(8) 月度保守内容報告書	① 令和 4 年 7 月～令和 5 年 2 月分 ：毎月、翌月 1 0 日まで ② 令和 5 年 3 月分：完了後速やかに
(9) 打合せ議事録	実施後 5 営業日以内

6 支払方法 契約完了後一括支払い

7 瑕疵担保責任

本業務の運用開始後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。

なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

8 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権を当該成果物の引渡し時に受託者に無償で譲渡するものとする。また、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

9 留意事項

- (1) 受託者は、公社と委託契約を締結するものとする。
- (2) 制作したサイトデータの所有権、著作権については、納品後、公社に無償で引き渡すものとする。
- (3) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により報告し、公社の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、関係者間において別途協議のうえ定めるものとする。
- (5) 本業務は日本語版のみの制作である。
- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。